

## 都市計画法第34条第9号川越市審査基準

### 休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア）

#### 1 開発区域

開発区域は、市街化調整区域内の現に供用されている国道、県道又はこれらの道路と接続する幅員12m以上の市町道（国道又は県道と接続する箇所から12m以上の幅員が連続する区間に限る。）（以下「対象道路」という。）に6m以上接していること。

#### 2 予定建築物等

予定建築物等の用途は、次のいずれかに該当すること。

- (1) ドライブイン（自動車運転者及び同乗者に飲食物を提供し、休憩させるための飲食店であって宿泊施設を併設しないものをいう。）
- (2) コンビニエンスストア（主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行うものをいう。）

#### 3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、500平方メートル以上であること。

#### 4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

#### 5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。